管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十四項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第十五項中「同号イ(1)(ii)」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)(ii)」と、「被管理支配会社（同条第九項第三号イ(1)」とあるのは「被管理支配法人（施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第三号イ(1)」と、「特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社」とあるのは「特定子法人（施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)に規定する特定子法人」と、同項第一号中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ニ中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第十六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十八項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

第二十二条の十九第九項中「第三十九条の三十二の三第十七項」を「第三十九条の三十二の三第十八項」に改め、同条第十項中「第三十九条の三十二の三第十七項」を「第三十九条の三十二の三第十八項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十二の三第十四項」を「第三十九条の三十二の三第十五項」に改める。

第二十二条の十九の二第二項第一号中「及び第二十二条の十の六第三項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第二十二条の十の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「内部取引（以下」とあるのは、「内部取引（法第六十七条の十六第一項に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。以下」とする。

三　第二十二条の十の六第三項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七条の十六第一項の規定並びに」とする。

第二十二条の十九の三の次に次の一条を加える。

（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）

第二十二条の十九の三の二　施行令第三十九条の三十三の三第一項第一号ロに規定する財務省令で定める特殊の関係は、同号イに掲げる外国法人と他の外国法人（その発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の全部が一の外国法人（その発行済株式等の全部が同号イに掲げる外国法人により設立された他の一の外国法人により保有されているものに限る。）により保有されているものに限る。）との間の関係とする。

2　施行令第三十九条の三十三の三第一項第四号ハに規定する財務省令で定める外国法人は、大会放送権保有法人（同号ハに規定する大会放送権保有法人をいう。以下この項において同じ。）の属する企業集団の連結財務諸表（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つてその企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類をいう。）にその財産及び損益の状況が連結して記載される外国法人（当該大会放送権保有法人との間に次に掲げる関係があるものに限る。）で、同条第一項第一号イ又は第二号に掲げる外国法人及び当該大会放送権保有法人との同項第四号に規定する大会放送権に関する契約において当該大会放送権に係る同項第三号に規定する大会において当該大会放送権保有法人の行う業務（当該大会に関するものに限る。）と同様の業務（当該大会に関するものに限る。）を行うことができる旨が定められているものとする。

一　一方の外国法人が他方の外国法人の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係

二　二の外国法人が同一の者によつてそれぞれその株式又は出資を直接又は間接に保有される場合における当該二の外国法人の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

3　法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十二条の十第一項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」とする。

二　第二十二条の十の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「内部取引（以下」とあるのは、「内部取引（法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係るものを除く。以下」とする。

三　第二十二条の十の六第三項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」とする。

四　法人税法施行規則第六十二条及び第六十六条の規定の適用については、同令第六十二条の表第五十三条（青色申告法人の決算）の項及び第六十六条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

第二十二条の十九の四第一項第一号ハ中「無形固定資産その他の」を「同条第四項第二号に規定する」に改め、同項第二号ロ中「第二十二条の十第二項第二号ロからホまで」を「第二十二条の十第六項第二号ロからトまで」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　施行令第三十九条の三十三の五第二項第二号に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　現金

二　預貯金、売掛金、貸付金その他の金銭債権

三　法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券

四　法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利

五　前各号に掲げる資産に類するもの

第二十二条の十九の四第五項及び第六項中「係る独立企業間価格」の下に「（同条第十三項において準用する法第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第二十二条の十第十項の規定は、法第六十七条の十八第十三項において準用する法第六十六条の四第九項第一号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十二条の十第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の三十三の五第四項において準用する施行令」と、同項第二号中「第六項第一号ロ」とあるのは「第二十二条の十九の四第一項第一号ロ」と、同項第三号中「対価の額」とあるのは「対価の額とした額」と読み替えるものとする。

第二十二条の二十の三第二項中「第三十九条の三十五の三第六項第二号」を「第三十九条の三十五の三第七項第二号」に改め、同条第六項中「第三十九条の三十五の三第十二項」を「第三十九条の三十五の三第十三項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の三第九項」を「第三十九条の三十五の三第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十九条の三十五の三第十三項」を「第三十九条の三十五の三第十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。